

～住環境の向上・町内経済の活性化を応援します～

住宅リフォーム費用 の一部助成のお知らせ



1 対象物件

- 湯河原町内で自ら居住（店舗、事務所、倉庫等が併用されている住宅の場合は、自ら居住の用に供する部分に限る）する既存住宅又はマンション等の共同住宅については、その専有部分であること

2 対象工事（すべてを満たすこと）

- 対象物件の補修、改善、改修などの工事費が20万円（消費税除く）以上で、町内業者による施工であること
- 2026年3月31日までに申請書を提出し、補助金交付決定後に工事着手するもので2026年9月30日までに完了報告書を提出できること
- 他の助成制度等を受けていないこと

3 助成額（対象物件につき1回限り）

- 申請者の住民登録が町内に有る方
対象工事費（消費税除く）の10%を助成（千円未満切捨て）※助成額上限10万円
- 申請者の住民登録が町内に無い方
対象工事費（消費税除く）の5%を助成（千円未満切捨て）※助成額上限5万円

4 申請できる方（すべてを満たすこと）

- 対象工事を行う住宅の居住者
- 申請者及び同一世帯員が町税等を滞納していないこと
- 同一の対象物件に関し、この補助金の交付を受けたことがない者
- 暴力団員ではない者

5 請負業者（すべて満たすこと）

- 町内の業者であること
- 町税等を滞納していないこと
- 第三者に対し、対象工事の全部の施工を委託し、又は請け負わないこと
- 暴力団又は暴力団に関係していないこと

6 手続き方法（工事着手前に申請が必要です）

※申請者 ———— 役場 -----

①【補助金交付申請書類の提出】

- 補助金交付申請書
- 業者からの見積書（写）
- リフォーム前の現場写真、工事図面及び内訳書
- 課税台帳等閲覧承諾書兼暴力団又は暴力団員と関係していない旨の誓約書（業者用）

申請者提出

② 提出書類の審査

③ 補助金交付決定通知書送付

④【交付対象工事の着工】

※変更工事は着手前に変更届を提出

⑤【対象工事完了報告書の提出】

- 完了報告書（リフォーム後の写真を添付）
- 業者からの領収書（写）

申請者提出

⑥ 提出書類の審査

⑦ 補助金交付額確定通知書送付

⑧【補助金の請求書提出】

申請者提出

⑨ 補助金の振込

◎裏面もお読みください

Q & A

【対象にならない工事はどのようなものですか？】（例）

- 冷暖房機器、給油機器、照明器具、家具等の物品の購入や設置、物品の修理
 - 新築や増築工事
 - 住宅ではない店舗、工場、事務所、車庫、物置、倉庫等の工事
 - 門扉、ブロック塀（※1）、エントランス舗装等の外構工事
 - 下水道、合併処理浄化槽の設置工事
 - 雨水タンク設備、雨水浸透ますの設置工事
 - 太陽光発電、太陽熱高度利用設備の設置工事
 - 防犯カメラ（※2）、防犯ライトの設置工事
 - 電話、インターネット、テレビアンテナの設置・配線工事
 - シロアリ駆除、その他の防虫や消毒等の薬剤散布・塗布
 - ハウスクリーニング、排水管清掃等
 - 住宅の解体のみの工事
 - 既にリフォームが終わっている。もしくはリフォーム中のもの
 - 既にこの制度においてリフォーム費用の助成を受けたことがあること
- ※1 ブロック塀の外構工事については、組積造撤去等助成をご利用ください。
※2 防犯カメラの設置については、防犯カメラ設置助成をご利用ください。

【住宅リフォーム助成、組積造撤去等助成、住宅庭木伐採等助成は個別に申請できますか？】

- 個別に申請が可能です

【建物が親の名義だが、今住んでいる自分が申請できますか？】

- 申請可能です。ただし、所有者の承諾が必要となります

【工事着手後に対象工事の変更はできますか？】

- 工事着手後変更が生じた場合は、変更の工事前に変更届の提出が必要となります

【町指定の業者はありますか？また、紹介してもらえますか？】

- 町では、業者の指定や紹介を行っていません。お近くの業者をはじめ、電話帳、インターネット、町内の業者の組合等にご相談ください

【申請受付窓口】 湯河原町役場地域政策課 63-2111（内線233）